

平成 31 年度地域活動支援事業に係る採択方針の検討について（高士区）

検討項目	平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針	結果
採択方針 (募集するテーマ)	<p>○募集要項の文言</p> <p>高士区の課題解決と活性化のためには、「地域活性化のために新たな取組を立ち上げること」と、「これまで活発に行われてきた取組」の両方が必要です。そのため、「これから新たに行う取組」と「これまで継続的に行われてきた取組」のそれぞれを広く募集しますが、より多くの事業提案を促すため、特に「これから新たに行う取組」を重視します。</p> <p>なお、採択にあたっては、下記のポイントに沿った取組を優先的に採択します。</p> <p>過去の採択例</p> <p>小学生の金管楽器・衣装の整備、高士のイメージキャラクター創出、高士小学校の松の木の整備、料理教室、キャンドルイベントの開催、中学生ワークショップの支援など…</p> <p>これまで継続的に行われてきた取組の採択例</p> <p>地区体育大会、高齢者の見守り・会食座談会、ふるさと高士まつり、高士地域の歴史調査、岩の原小唄・八社五社の保存・伝承など…</p>	<p>資料 1 p.2 「2-(1)」</p> <p>高士区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動そのものが広義的な意味合いを持つため、採択方針を狭義にする必要はない。 ・採択方針を絞ると、提案が出てこないことが懸念され、地域活動の意欲低下に繋がりがねない。 <p>市の提案</p> <p>○採択方針に地域で明らかに課題となっている事項（共通採択事業）を分かりやすく表現する。</p> <p>【共通採択事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治を担う人材を育成、確保する事業 ・日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業 <p>その他（当日の意見等）</p>	平成 30 年度と同様とする ・見直す
募集期間	<p>○募集期間</p> <p>平成 30 年 4 月 2 日（月）～ 5 月 7 日（月）</p>	<p>資料なし</p> <p>高士区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間を全市統一とする必要はないが、採択後の各団体の活動や地域協議会の自主的審議を考慮すると期限日は 4 月中とすることが望ましい。 <p>市の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会が各区の実情に応じて募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であるため、運用の変更は行わない。 <p>その他（当日の意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 月 27 日（土）～5 月 6 日（月）まで連休のため、4 月の最終日は4 月 26 日（金）となる。 <p>⇒ 平成 31 年 ____ 月 ____ 日(____)から ____ 月 ____ 日(____)まで</p>	

<p style="text-align: center;">補助率</p>	<p>○補助率</p> <p>10/10 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案のあった補助希望額に対して、100%以内で採択決定する。 ・補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても審査により、減額することがある。 <p>○補助期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助期間による補助率の上限はない。 	<p>資料 1 p.8 「5-(2)-①」</p> <p>高土区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は団体の自立が目的であるが、各区で状況が異なるため、補助期間の設定は、<u>現行どおり各区の判断によるもので充分</u>であるとする。 <p>市の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記のとおり補助率の上限を設定する。 ①地域課題の解消を急ぐ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・採択方針から重点的に取り組む事業を設定する。 ②一般的な事業 <table border="1" data-bbox="1525 705 2273 863"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～2年目</th> <th>3～4年目</th> <th>5年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>9/10以下</td> <td>8/10以下</td> <td>7/10以下</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">2/3以下</td> <td>1/2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他（当日の意見等）</p>		1～2年目	3～4年目	5年目以降	①	9/10以下	8/10以下	7/10以下	②	2/3以下		1/2以下	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする ・見直す</p>
	1～2年目	3～4年目	5年目以降												
①	9/10以下	8/10以下	7/10以下												
②	2/3以下		1/2以下												
<p style="text-align: center;">共通審査基準の配点★</p>	<p>○高土区の配点</p> <p>公益性 10点 → 2倍</p> <p>必要性 5点</p> <p>実現性 5点</p> <p>参加性 10点 → 2倍</p> <p>発展性 5点</p> <p>合計 35点</p>	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高土区として特に重視したい項目がある場合、傾斜配点することが可能 <p>その他（当日の意見等）</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする ・見直す</p>												

<p style="text-align: center;">ヒアリングの実施 ★</p>	<p>○提案のあった全事業についてヒアリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者から事業概要を説明後、質疑応答を行う。 ・土木工事など、提案内容によっては、必要に応じて別日に現場でのヒアリングを実施 	<p style="background-color: #f4a460;">検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他区の実施方法は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・津有区、諏訪区、新道区→全ての事業についてヒアリングを実施 ・春日区 →質問事項を文書で提案者に投げかけ、プレゼンテーションもしくは文書にて回答を行う。 ・春日区、新道区 →事前に質問事項を委員間で整理する。 <p style="background-color: #e0e0e0;">その他（当日の意見等）</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする ・見直す</p>																
<p style="text-align: center;">追加募集</p>	<p>○追加募集を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：9月12日～21日（10日間） ・配分額：482千円 ・提案件数：3件 ・提案額：756千円 ・採択額：482千円 ・配分残額：0千円 <p>※過去の追加募集</p> <table border="1" data-bbox="409 1325 1151 1709"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配分額</th> <th>採択件数</th> <th>採択額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>2,388千円</td> <td>4件</td> <td>2,388千円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,322千円</td> <td>7件</td> <td>2,322千円</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>831千円</td> <td>4件</td> <td>831千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	配分額	採択件数	採択額	24	2,388千円	4件	2,388千円	25	2,322千円	7件	2,322千円	27	831千円	4件	831千円	<p style="background-color: #ffff00;">資料1 p.6「4-(3)」</p> <p style="background-color: #c8e6c9;">高士区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本は追加募集を行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・配分額の執行率が一定を下回った場合は、1回のみ追加募集ができることを全市の制度としたうえで、追加募集するかはしないかは各区で決定できる。 <p style="background-color: #bbdefb;">市の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた上で、各地域協議会が検討・協議する必要があるが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、<u>その理由を明らかにする必要がある。</u> <p style="background-color: #e0e0e0;">その他（当日の意見等）</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする ・見直す</p>
年度	配分額	採択件数	採択額																
24	2,388千円	4件	2,388千円																
25	2,322千円	7件	2,322千円																
27	831千円	4件	831千円																

■ハード事業関係

○区独自の制限はない。

- ・ハード事業の主な内訳としては、防災備品の整備やスポーツ団体の用具整備等となっている。
- ・イベント開催の事業では、機材等はリースで対応しているため、ハード事業に該当しない。

【平成30年度 ハード事業補助希望額】

ハード事業* 提案額	ソフト事業 提案額	総提案額
1,749 千円	3,425 千円	5,174 千円
33.8%	66.2%	

※ハード事業：備品購入費、工事請負費
ソフト事業：上記ハード事業以外

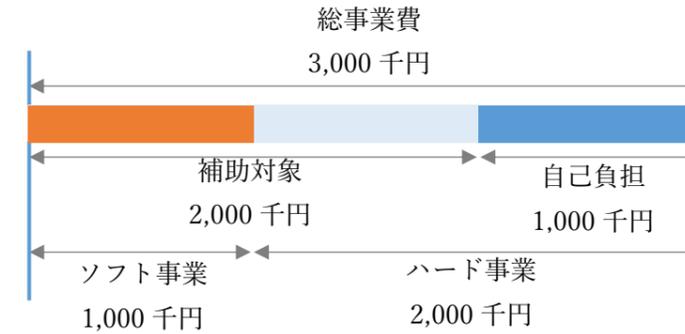
資料1 p.4 「3-(1)-②」「3-(2)-②」

高士区の回答

- ・既に市の補助制度があるものは、補助制度を優先する。
- ・楽器や部活のユニフォーム等は、学校活動に係る備品である色合いが濃く、後援会やPTAの事業とは言い難い。

市の提案

- ・各区で基準を明確にし、ハード事業（工事費と備品購入費）に係る事業費上限割合性※を導入する。 ※総事業費のうち、ハード事業に相当する経費は1/2までを上限とする。



■市で行う事業関係

○区独自の制限はない。

- ・高士区地域協議会として、制限はないものの、雄志中学校の楽器整備については、これまでも委員から疑問の声が挙がっている。

○制限事項の例

■新道区

- ・防犯灯のLED化（新設は補助対象）
- ・町内会館の修繕

■高田区

- ・防犯灯のLED整備
- ・道路等社会資本の修繕を含む事業

■板倉区

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業
- ・イベント等で不特定多数に対する料理の振る舞い

資料1 p.3 「3-(1)-①」

高士区の回答

- 下記の事業は補助対象外とする。
 - ・市で実施する計画がないもののうち、施設の廃止等により、市の方針として実施しない事業
 - ・既に市で実施する計画がある事業

市の提案

- 市で行う事業は、地域活動支援事業のQ&Aに具体例を記載し、各区の取扱いの共通化を図る。

【記載する具体例】

○対象となる事業

- ・部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費

○対象とならない事業

- ・学校関係において、授業の一環として用することが主の資機材の整備、活動経費

平成 31 年度地域活動支援事業に係る **審査方法** の検討について（高士区）

検討項目	平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針	結果
<p>不採択となる基準 ★</p>	<p>採択方針等の適合性判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の目的に適合しないとする基準 → 不採択とする事業の基準 ・地域協議会の審査におけるルールとして事前に定める。 → 審査段階で変更することができないもの <p>平成 30 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査する委員の <u>3/4 以上</u> が趣旨に適合しないと判断する事業は 不採択 とする。 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の審査では、基本審査判定において、当初と追加募集の全 15 事業中のうち、「適合しない」と判断した事業はない。 <p>その他（当日の意見等）</p>	<p>平成 30 年度と同様とする ・見直す</p>
<p>評価の低い事業となる基準 ★</p>	<p>採択方針等の適合性判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査する委員の <u>3/4 以上</u> が採択方針の 8 つのデータのいずれにも「適合しない」と判断する事業 ・基本審査を「適合しない」とした場合は、採択方針等の適合性判定は行わない。 <p>共通審査基準に基づく採点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通審査基準 5 項目のうち、1 つでも平均点が 2 点未満の事業 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の審査では、採択方針の適合性判定で「適合しない」とした判断された事業は 2 事業 ・「評価の低い事業」の基準を設けている理由は、補助金を交付するにあたり、一定の基準を設けるため。 <p>その他（当日の意見等）</p>	<p>平成 30 年度と同様とする ・見直す</p>

採択事業の決定等 ★	<p>順位付けの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過半数の委員が採択方針に適合すると判断する事業を「共通審査基準の得点（平均点の合計）が高い順」により行う。 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の地域活動支援事業の審査において、評価の低い事業に該当するものはない。 ・補助対象としない経費以外を減額採択とする場合、順位が高い事業は低い事業より減額率が低くなるものとする。（公平性を確保するため） 	平成 30 年度と同様とする ・見直す
	<p>評価の低い事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。 ただし、第 1 次順位の下位に順位付けされる。 	<p>その他（当日の意見等）</p>	
委員が事業提案者の場合の審査	<p>審査制限</p> <p>○制限なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高土区では委員が提案者（提案事業の代表者）の場合でも他の委員と同様に審査を行う。 	<p>資料 1 p.7 「5-(1)-③」</p> <p>高土区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の主観や私情が反映されない審査制度に見直し、委員が関わる事業の審査・採択については、全市的に一定の制限を設定することが必要と考える。 ・但し、地域によっては 1 人が複数の役職を担っている実態があるため、どこまで制限するか検討する必要がある。（例：任意団体＝構成員、地縁団体＝役員） <p>市の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査には公平性や納得性が伴う必要があるが、関係者が審査に加わることは、適正な運営に対する疑念や不信に繋がりにかねない。 ・しかし、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て除外すると、提案団体に地域協議会委員が加入できなくなり、地域活動の制約に繋がる懸念がある。 ・具体的な対応として、提案団体の「代表者」に限り、事業の審査に加わらないことも考えられる。 	平成 30 年度と同様とする ・見直す

高士区地域協議会 平成 31 年度地域活動支援事業 事前説明会 実施計画（案）

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて、制度・提案要項等の説明及び採択事業の紹介等を行うことで、より多くの提案を促す。

2 開催日及び会場

- ・開催日：平成 31 年 3 月 12 日（火） 午後 6 時 30 分～（30 分程度）
- ・会場：高士地区公民館 大会議室（大字飯田 11-2）

3 内容

(1) 開会（3分）

- ①中部まちづくりセンター長あいさつ … 1分
- ②飯野会長あいさつ … 2分

(2) 地域活動支援事業について（25分）

- ①平成 31 年度の募集要項（案）、採択方針、提案書の作成方法等説明
… 事務局説明 15 分
- ②質疑応答 … 10 分

(3) 閉会（2分）

青木副会長あいさつ … 2分

(4) 個別相談（閉会后）

中部まちづくりセンター職員が対応

4 出席者

- ・高士区内に在住する市民
- ・〃 の各種団体（町内会、PTA、青少協、地域活動支援事業提案団体等）

5 広報周知

- ・地域協議会だよりに開催の案内を掲載（2/15号広報上越に合わせて全戸配布）
- ・各団体代表者に案内状送付（町内会・過去の提案団体等）
- ・地域協議会委員からの声かけ

平成 31 年度地域活動支援事業 採択決定までのスケジュール (案)

○作業内容の赤字箇所は、委員の皆さんが行う作業です。

項目	月日 (曜日)	作業内容	必要期間	備考
募集開始	4月 日 () 4月 2日 (月)	提案書の受付開始	—	—
第1回地域協議会	4月 日 () 4月17日 (火)	年間スケジュール の確認等	—	時間：6時30分～ 場所：高士地区公民館
募集締切	4月 日 () 5月 7日 (月)	提案書の とりまとめ	—	—
提案書送付	5月 日 ()	提案書を発送 提案書を確認	募集締切から 1週間程度	—
第2回地域協議会 (ヒアリング)	5月 日 () 5月22日 (火)	全ての事業を ヒアリング	提案書送付から 1週間程度	時間：6時～ 場所：高士地区公民館
採点	5月 日 () から 月 日 () まで	採点票に基づき 採点	ヒアリングから 1週間程度	—
採点票の提出	月 日 () まで	採点表を事務局へ 提出	—	—
採点表の集計	月 日 () から 月 日 () まで	採点表を集計	—	—
採点結果送付	月 日 ()	採点結果を送付 採点結果を確認	採点表の集計が 完了次第	—
第3回地域協議会 (採択決定)	6月 日 () 6月13日 (水)	採点結果を基に 審査・採択	採点結果送付から 1週間程度	時間：6時30分～ 場所：高士地区公民館

※下段は平成 30 年度の日程

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。